

第5章 重要文化的景観の保全・整備の方針

5-1 城下町に由来する都市構造の継承

金沢城跡周辺区域は、藩政期から金沢の中心であり、金沢城をシンボルとして都市が形成され、現在も城下町の都市構造（城下町独自の街路網、惣構、用水網など）が良好に残る区域である。この都市構造は、台地・丘陵と河川が形成する金沢独特の自然地形を基盤としており、その斜面の緑は、地形を活かした都市構造を強調してくれるとともに、町場の緑と相まって、緑豊かな都市を演出し、まちなかに潤いを与えている。また、用水も犀川や浅野川の分流を源流とするなど、本来の自然地形を活かしつつ、軍事的な観点や身分階級別のゾーニングなどに配慮して整備されている。

このような藩政期からの都市構造を継承しつつ、それらを市民や来訪者が体感することのできる空間の再生・創出を図る。

《方策》

- (1) 金沢城跡周辺区域のシンボル性を高めます。(大景観)
- (2) 地形を活かした城下町由来の都市構造を継承します。(中景観)
- (3) 斜面緑地や町場の緑などの連続性を保全・充実します。
- (4) 歩いて暮らせる都市生活空間を再生・創出します。
- (5) 都市空間を特徴づける用水や惣構を保全し、まちなみに活かします。

5-2 金沢の生活・生業、界隈性の継承

金沢城跡周辺区域では、近世以来、加賀藩の文化活動に端を発した伝統工芸技術が継承されており、市民の日常生活では、和室等の伝統的な空間で育まれてきた伝統的行事や風習、芸能、嗜みなどが継承され、独特の界隈性を有している。また、武家の庭園から広まった庭園文化も、地域の界隈性を表す重要な要素となっている。金沢市街地の地域コミュニティにおいては、その基本単位である「町会」が藩政期の歴史や町割の影響を強く受けており、町会や町会連合会を母体として様々な住民活動が行われている。

このような伝統工芸技術や行事、風習、芸能、嗜み、地域コミュニティを継承・活性化することで、金沢の生活・生業、界隈性の継承を図り、生業と生活が一体となった職住共存のまちづくりを目指す。

《方策》

- (1) 界隈性を保持します。
- (2) 生活空間の骨格となる町割（街路と地割）を保全・継承します。
- (3) 界隈性を特徴づける伝統工芸やものづくり産業の継承・発展を促します。
- (4) 日常生活の振る舞いにつながる芸能、嗜み（謡い、茶道等）を継承します。
- (5) 季節の移ろいや生活空間に表出する伝統的行事、風習を継承します。
- (6) 藩政期に由来する庭園文化等を継承します。

5-3 都市建築の保存・活用

金沢城跡周辺区域では、藩政期から残る建築物こそ数限られているものの、明治以降の都市の近代化においても、藩政期に由来する都市機能を基本として、その歴史性・場所性を継承しながら建物を築いてきた。その建物は、時代の先端技術・デザインを取り入れた高質なものが多く、それぞれの時代を象徴し、歴史の重層性を示す要素となっている。また、建物内部の伝統的なしつらえは、保全すべき生活・生業の空間である。一方で、都市部の空洞化により空家や空き店舗が増加しており、これらの活用方策が求められている。

このような歴史的建築物の保存を基本としながら、空家・空き店舗の活用、土地利用履歴を踏まえた高質な建物を奨励することにより、都市建築の保存・活用を図る。

《方策》

- (1) 暮らしの舞台として金沢の歴史を表す歴史的建築物の保存や活用を図ります。
- (2) 歴史性・場所性を踏まえた空家・空き店舗等の活用を図ります。
- (3) 土地利用履歴を踏まえた建物の特徴（配置、形態意匠など）を継承するとともに、都市の風格を高める高質な建築物も奨励します。（建物に対する美意識の継承）

第6章 重要文化的景観の保全・整備の方策

金沢市では、伝統産業や生業が店の構えに影響を与え、独特の界隈性を生み出し景観を構成しているため、文化的景観の保全・整備にあたっては、個々の歴史的建築物を保全するだけでなく、その地で営まれる生活や生業を保全していく必要がある。

また、個々の建築物や生活様式が都市全体の中景観や大景観にも影響するなど、第5章で示した方針・方策は、相互に関連するものである。

これまで金沢市では、歴史・文化に配慮した施策を講じてきたが、それらの施策を推進するとともに、さらに拡充していくことで文化的景観の保全・整備を図る。また、文化的景観の視点から、ハード面とソフト面の施策を組み合わせることで、施策同士の相乗効果を図るものとし、以下では、第5章で示した方針・方策毎にその具体的内容を示す。

6-1 城下町に由来する都市構造の継承

(1) 金沢城跡周辺区域のシンボル性を高めます。(大景観)

① シンボル（金沢城跡）を眺める眺望点の選定・眺望景観の保全

藩政期に城下町のシンボルであった金沢城は、都市構造にも影響を与えており、城を中心として放射状に道路を配置することで、城の中心性を意識させている。金沢は、藩政期の都市構造を残しているため、現代でも金沢城跡を中心として放射状に配置された道路が多く、その通りから見る景観は、城下町の都市構造を体感できる景観であるといえる。

また、金沢の特徴的な地形である卯辰山丘陵や寺町台地から金沢城跡を眺める景観についても、城下町が計画的に造られたことを体感できる景観として重要である。

このような、金沢城跡周辺から金沢城跡を眺望する眺望点を選定し、保全することで、そのシンボル性を高める。そして、金沢の城下町に由来する都市構造が、現在の景観に反映されていることを市民に理解していただき、眺望景観の保全を図る。

② 金沢城跡からの眺望景観の保全

金沢城跡には「見る景・見られる景」の両面があり、周辺から金沢城跡を眺める眺望景観と同様に、金沢城跡から城下町を眺める眺望景観も、城下町の都市構造を体感できる景観として重要である。このため、金沢城跡から城下町を眺める眺望景観を保全することで、金沢城跡周辺区域のシンボル性を高める。

③ 視点場（眺望点）の整備

金沢城跡周辺区域において眺望点の選定や眺望景観の保全を行うとともに、特に金沢の都市構造を体感できる場所を視点場として整備する。また、藩政期に由来する金沢の都市構造を説明する案内板等を視点場に設置することで、市民や来訪者に金沢の文化的景観を普及・啓発する。

【方策スケジュール】

| 項目 | 内容 | 短期 (H24~26) | 中期 (H27~29) | 長期 (H30~) |
|---|---|-------------------------------|----------------|--------------|
| 眺望景観保全計画 | 保全眺望点からの眺望を保全するために必要な土地の区域を眺望景観保全区域として指定する。また、眺望景観保全区域ごとに眺望の保全を図るための基準を定める。 | ●新たな眺望点の選定 ●眺望景観保全計画の改正、実施 | | |
| 眺望景観や通り景観に配慮した景観誘導 ※「建築物の景観誘導の考え方」は7-1(1)を参照 | 金沢城跡周辺区域において、景観を阻害する高さの建築物が混在しており、それらを解消するため、地域住民の合意を得つつ、まちづくり協定や地区計画、高度地区などの手法を用いて、景観誘導についての調査検討を行う。 | | ●住民合意を踏まえた景観誘導 | |
| 屋外広告物の規制・誘導 | 金沢市屋外広告物等に関する条例により、景観や環境に配慮した屋外広告物の規制・誘導を図る。また、条例の基準超の屋外広告物等の撤去について撤去費の助成を行う。 | ●屋外広告物の規制・誘導 ●屋外広告物等撤去補助 | | |
| 視点場(眺望点)の環境整備 | 金沢の城下町に由来する都市構造を理解することができるよう案内板を視点場に設置する。また雑木等によって視点場の視界が遮られている場所については所有者の理解を得て伐採する。 | ●視点場の整備(案内板設置、雑木等撤去) | | |



金沢城跡周辺の沿道景観



金沢城跡を眺める景観

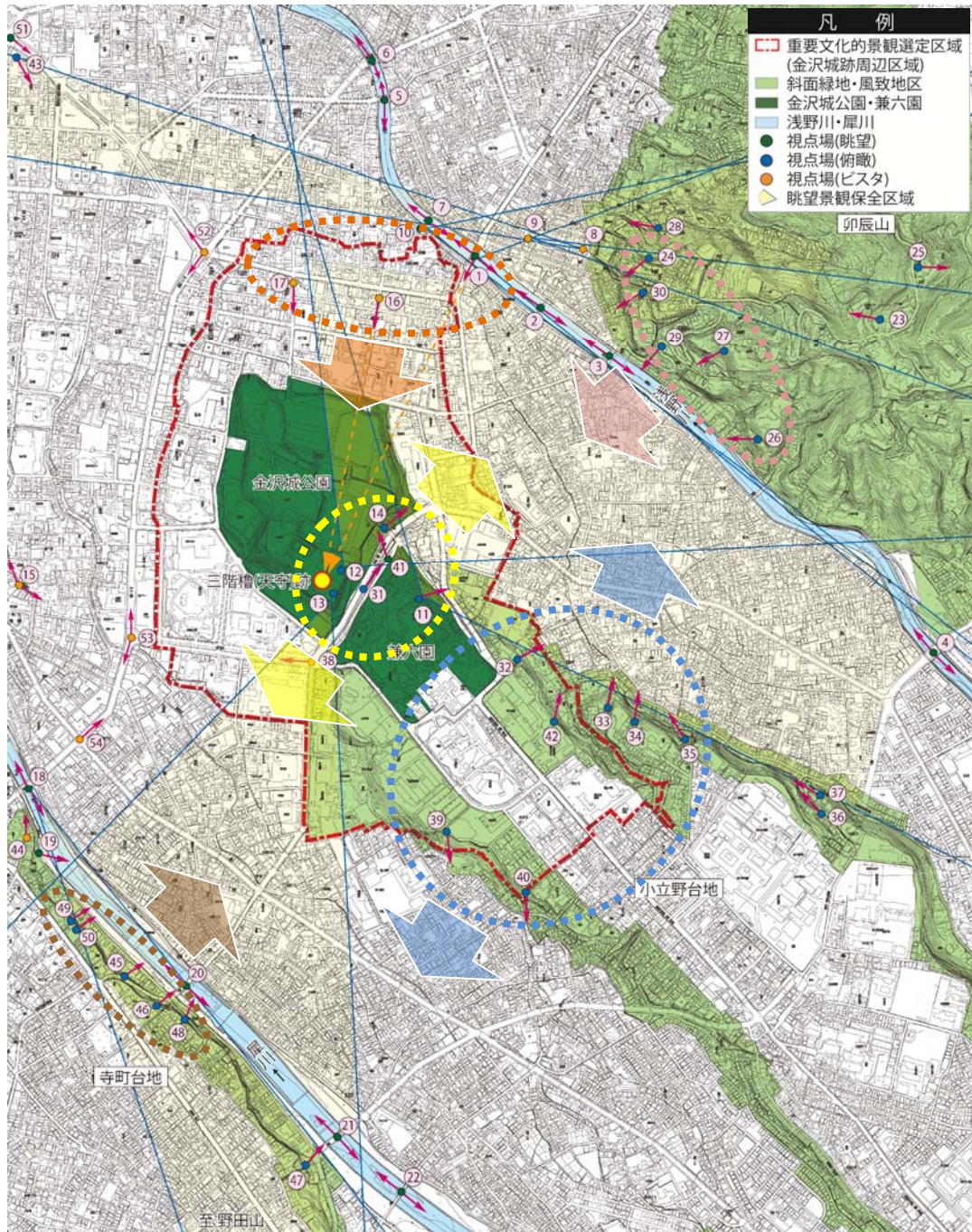


金沢城跡(河北門付近)からの眺望



視点場の整備事例(金沢城跡)

主な眺望点位置図



| | 地域 | 番号 | 眺望点 |
|-----------------|------------|------|--------------------|
| 周辺部からシンボルを望む眺望点 | 金沢城跡 周辺 | 1 | 浅野川大橋 (旧北国街道の城下入口) |
| | | 16 | 中町通り (大手門方向) |
| | | 17 | 博労町通り (黒門方向) |
| | 卯辰山 周辺 | 24 | 宝泉寺 |
| | | 26 | 常盤町緑地 |
| | | 27 | 豊国神社 |
| | | 29 | 帰厚坂 |
| | 寺町台 | 30 | 観音坂 |
| | | 45 | 新桜坂 |
| | | 46 | W坂 |
| 48 | | 桜坂 | |
| 49 | | 甚兵衛坂 | |
| 50 | 寺町5丁目緑地 | | |

| | 地域 | 番号 | 眺望点 |
|--------------|------------------|----|-----------|
| 中心部から周辺への眺望点 | 金沢城跡 ・ 兼六園 | 11 | 兼六園眺望台 |
| | | 12 | 金沢城公園丑寅櫓跡 |
| | | 13 | 金沢城公園辰巳櫓跡 |
| | | 14 | 石川門 |
| | 小立野台 | 32 | 八坂 |
| | | 33 | 木曾坂 |
| | | 35 | 馬坂 |
| | | 39 | 大乘寺坂 |
| | | 40 | 嫁坂 |

※既存調査等をもとに、城下町の都市構造を体感できる眺望点を抜粋。

(2) 地形を活かした城下町由来の都市構造を継承します。(中景観)

①微地形を活かした公共空間の整備

金沢には、城下町形成時に利用した微地形が現在も残り、道路や広見、居住環境等の公共空間整備に大きな影響を与えている。例えば、惣構の高低差や惣構をはさんだ内道と外道、武土地と町地の境の高低差や敷地規模の差、道路幅の変化等が現在も残り、住民の生活の中に溶け込んでいる。このような微地形は、金沢の文化的景観を表出させる空間として重要であるため、微地形を活かした公共空間の整備を推進する。

②市民・来訪者に地域の歴史・構造をより良く理解してもらうためのガイダンス（案内板）の設置

藩政期に由来する城下町の都市構造や微地形等は市民生活の中に溶け込んでいるため、市民や来訪者に十分理解されていないことが多い。特に、市民がこれらを理解していくことは、金沢の文化的景観を保全、活用していくために重要である。

このため、地域の歴史・構造をより良く理解してもらうためのガイダンス（案内板）等を設置することで、市民・来訪者に対する文化的景観の周知を図る。

③河川及び橋梁の適切な保全管理

犀川、浅野川については、城下町形成期から現代に至る歴史的経緯や四季の風情、周囲の眺望など周辺環境に配慮して適切な維持管理・整備を行う。また、動植物の生態系を維持するよう、生息・生育・繁殖環境を保全するとともに、水害に強いまちづくりのため、河川や内水を適切に管理し必要な整備を図る。

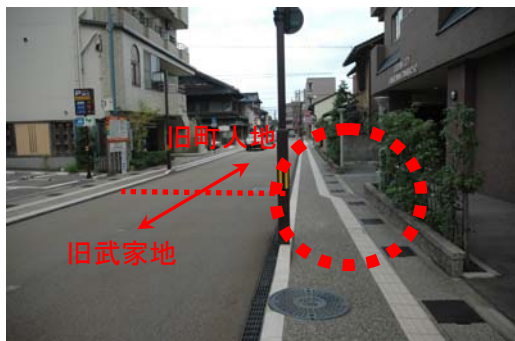
旧北国街道が浅野川・犀川を通過する場所にあたる、浅野川大橋、犀川大橋については、城下への重要な入り口として機能してきたものであり、歴史的な価値を踏まえて維持管理を適切に行う。

【方策スケジュール】(歴)は金沢市歴史的風致維持向上計画掲載事業

| 項目 | 内容 | 短期 (H24~26) | 中期 (H27~29) | 長期 (H30~) |
|--------------------|--|----------------|----------------|--------------|
| 旧新町通り修景整備事業 (歴) | 旧町人居住地の歴史と風格を活かす落ち着いた道路修景整備を行う。 | | ■ | ■ |
| ガイダンス（案内板）等の整備 | 地域の歴史・構造をより良く理解してもらうためのガイダンス（案内板）等を設置する。 | ■ | | |

※「用水や惣構の保全」は6-1(5)を参照

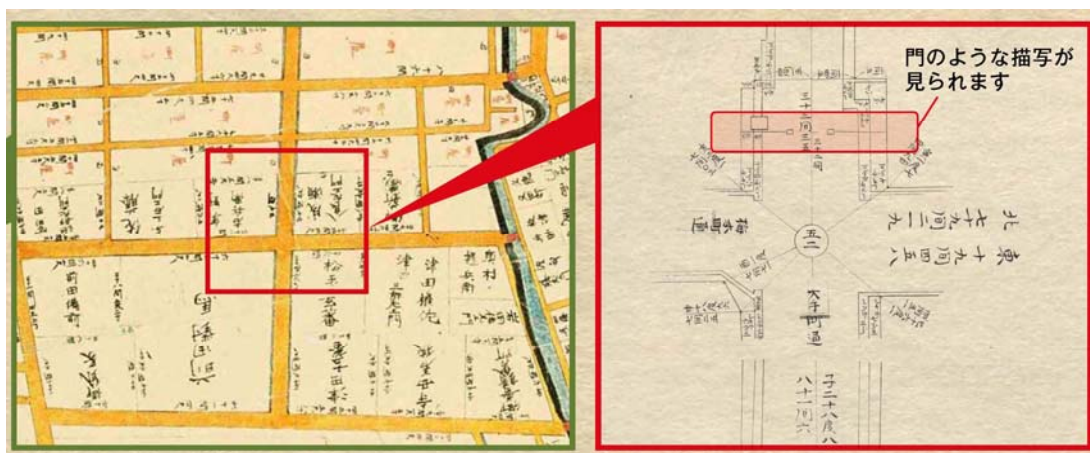
○藩政期の図面（金沢測量図籍）で、武家地と町人地の中に道路幅の変化があり、道路整備の際にその変化を活かして整備した事例



大手門中町通りの整備事例



地域の歴史を伝える案内板



延宝年間の金沢城下図と金沢測量図籍

(3) 斜面緑地や町場の緑などの連続性を保全・充実します。

①斜面緑地や町場の緑の保全・創出

藩政期以来、金沢の潤いある景観は、社寺の境内における緑や旧武家地や旧町人地において建築物の前にしつらえてある緑、町家に付随する庭園の緑、通りのアイストップとなる卯辰山公園や斜面緑地の緑などによって創出されている。なお、卯辰山公園は、都市公園としての保全・整備がなされている。

また、金沢城跡や兼六園、加賀八家老本多家跡地である本多の森公園などは、都心部の貴重な緑の空間となっている。

これらの緑を保全・創出することで、まちなみにおける緑の連続性を確保する。

②駐車場緑化の推奨

平面駐車場が増加しており、まちなみにおける緑の連続性やまちなみの連続性を遮断する要因となっている。景観の連続性を確保するため、駐車場修景のルールづくりや駐車場緑化を推奨する。

【方策スケジュール】(歴)は金沢市歴史的風致維持向上計画掲載事業

| 項目 | 内容 | 短期 (H24~26) | 中期 (H27~29) | 長期 (H30~) |
|---|--|----------------|----------------|--------------|
| 斜面緑地保全条例による 斜面緑地の保全 | 斜面緑地を動植物の貴重な生息地又は生育地として守り、都市の防災機能を確保しながら、市民と一体となって豊かなまちの緑として保全する。 | ■ | ■ | ■ |
| 金沢市指定保存樹・保存 樹林、景観樹・景観樹林 | 緑のシンボルとなっている貴重な大木・古木を指定保存し、良好な管理を行うことにより、緑豊かな都市環境の確保、美観・風致の維持に努める。 | ■ | ■ | ■ |
| 金沢城公園整備事業(歴) | 金沢城の貴重な歴史的文化遺産を後世に継承し、都心部に残された自然環境の保全を図りつつ、魅力ある整備を行う。 | ■ | | |
| 斜面緑地保全育成事業(歴) | 斜面緑地保全区域において、遠望風致を保全するために効果的な高木植栽工事、斜面緑地の保全に係る活動等について助成を行う。 | ■ | ■ | ■ |
| 景観修景事業(歴) ※「駐車場の考え方」は 7-1(2)を参照 | 公共空間に面する部分、専用住宅を除く建築物に付随する屋外駐車場(5台以上)緑化等に対して補助する。 | ■ | ■ | ■ |
| 伝統環境保存区域等新築 緑化協力樹配布事業(金 沢まちづくり財団事業) | 伝統環境保存区域又は風致地区の緑化を進めるため、地区内の住宅新築家庭に新築緑化協力樹引換券を配布する。 | ■ | ■ | ■ |

※旧武家地では、敷地正面、玄関脇などに見越しの松を残している家が多く、松が地域性を示す要素となっている。このように、地域で特色のある樹木を推奨し、新築記念樹配布等を行うことを検討する。



旧武家地にある住宅の前庭の緑



小立野台地の斜面緑地



建物前面に植栽された松



駐車場緑化事例

| 項目 | 内容 | 短期 (H24～26) | 中期 (H27～29) | 長期 (H30～) |
|---------------------|--|--|----------------|--------------|
| 公共交通の利便性向上 | 新幹線開業に向けたわかりやすい便利なバスの導入などにより、公共交通の利便性向上を図る。 | ●まちなかシャトルの導入 | | |
| マイカーから公共交通への利用転換促進 | パークアンドライド及びエコ通勤促進アクションプランの促進を図る。 | ●エコ通勤促進アクションプラン ●パークアンドライドの実施・拡充 | | |
| 快適な自転車利用環境の創出 | 駐車スペースの整備や自転車走行空間の整備などにより、快適な自転車利用環境の創出を図る。 | ●公共レンタサイクルの実施 ●駐輪スペースの整備 ●自転車走行空間の整備 | | |
| まちなか業務用駐車場整序促進助成金制度 | 南町を中心とした業務地区において、背後の住宅地に散在している業務用駐車場を、立体駐車場に集約化することを目的として、業務用駐車場の立体化を支援する。 | ●駐車場の集約化 (量的な駐車場整備から質的な整備を目指す) | | |

【無電柱化事業（大手門中町通り）】



着工前



完成後



無電柱化事業計画中的下新町の通り



公共交通（ふらっとバス）



自転車走行空間の整備



公共レンタサイクル（まちなかシャトル）

(5) 都市空間を特徴づける用水や惣構を保全し、まちなみに活かします。

①用水の保全・整備・活用

金沢市内を流れる辰巳用水や鞍月用水、大野庄用水は、藩政期から現在まで流路線形に大きな変化はなく、金沢のまちなみに潤いとやすらぎをもたらしている。これらの用水は、かつては城の防御や木材の運搬などに利用されたが、現在も藩政期と変わることなく灌漑用水や防火用水、庭園の曲水などとしても利用され、金沢の生活や生業にも大きく影響を与えている。このため、これらの用水を保全・整備（用水の開渠化）することで、金沢の用水が醸し出す文化的景観をまちなみに活用していく。

②惣構の保全・整備・活用

近世初期に城下を土居と堀で二重に取り込む防衛施設として、外惣構、内惣構が構築された。現在も、そのほとんどが用排水路としての機能を有して残っており、惣構に沿って形成された道の線形や地形の高低差、石垣などによって藩政期の都市構造を確認することができる。このため、惣構の保全・整備・活用を図る。

【方策スケジュール】(歴)は金沢市歴史的風致維持向上計画掲載事業

| 項目 | 内容 | 短期 (H24~26) | 中期 (H27~29) | 長期 (H30~) |
|----------------------|--|----------------|----------------|--------------|
| 金沢市用水保全条例に基づく用水景観の保全 | 金沢市用水保全条例に基づき、用水並びに用水沿線の景観を保全する。 | -----▶ | | |
| 西外惣構（升形）整備事業(歴) | 発掘調査をもとに復元を行い、惣構の意義や規模を明らかにし、市民が気軽に見学できる場として整備する。 | -----▶ | | |
| 西内惣構（玉川公園横）復元事業(歴) | 発掘調査をもとに復元を行い、惣構の意義や規模を明らかにし、市民が気軽に見学できる場として整備する。 | -----▶ | | |
| 大野庄用水整備事業(歴) | 用水の歴史的・文化的価値に配慮し、護岸の修繕、私有橋の狭小化等の整備を行う。 | -----▶ | | |
| 用水学習出前講座 | 小学生に対して、用水の大切さを知ってもらうため、学習講座を開催する。 | -----▶ | | |
| 用水私有占用橋修景工事補助金交付 | 用水の景観を保全するために、その用水に架橋されている私有占用橋の修景工事に対して、補助金を交付する。 | -----▶ | | |
| 用水護岸修景整備工事 | 保全指定用水の隣接地での建築行為に併せ、老朽化した用水護岸の修景整備を行う。 | -----▶ | | |
| 私有占用橋撤去工事 | 保全指定用水上に架かる私有橋を、所有者との交渉により撤去または狭小化する。 | -----▶ | | |



東内惣構跡の整備事例



大野庄用水のホタルの生息に配慮した整備事例
既存の石積護岸を保全し、河床にホタルの餌であるカワニナが生息しやすいよう玉石を設置。
写真は地元住民がホタルの餌であるカワニナを放流している様子。

【鞍月用水の整備事例】



着工前



完成後

6-2 金沢の生活・生業、界隈性の継承

(1) 界隈性を保持します。

①地域コミュニティの継承・活性化

まちなかでは、高齢化の進行や郊外への人口流出などにより地域コミュニティが衰退しつつある。金沢固有の精神的・文化的風土には、町会が密接に関わっており、藩政期、近代期の旧町名を引き継いだものも多くみられる。このような町会活動や伝統行事、風習への支援により地域コミュニティを継承し、さらに活性化していく。

【方策スケジュール】(歴)は金沢市歴史的風致維持向上計画掲載事業

| 項目 | 内容 | 短期 (H24~26) | 中期 (H27~29) | 長期 (H30~) |
|----------------------------|--|----------------|----------------|--------------|
| コミュニティ空間保存活用事業(歴) | 金沢市における広見等のコミュニティ空間の保存及び活用に関する条例に基づき、コミュニティ空間(広見、寺社等の境内、袋小路、用水、わき水)を保存活用する団体と市が協定を締結し、保存活用につながる事業に対して支援する。 | | | ▶ |
| コミュニティに関する相談窓口の開設 | 金沢市と金沢市町会連合会が協働で「コミュニティ相談窓口」を開設し、専任のコミュニティアドバイザーがコミュニティに関する相談に応じる。 | | | ▶ |
| 集合住宅コミュニティ条例による地域コミュニティの形成 | マンション等の集合住宅や町会その他の地域団体などが主体となり、コミュニティを育む環境をつくる。 | | | ▶ |



広見空間の活用



コミュニティ相談窓口

②地域コミュニティの担い手の育成・定住促進

高齢化の進行や郊外への人口流出などにより地域コミュニティが衰退しつつあるまちなかにおいて、地域コミュニティを継承・活性化していくため、空家やマンション・空地の活用、新築等を支援することにより、良好な住環境を整備し、まちなかでの定住を促進する。

【方策スケジュール】

| 項目 | 内容 | 短期 (H24~26) | 中期 (H27~29) | 長期 (H30~) |
|--------------------|--|----------------|-----------------|--------------|
| まちなか住宅建築奨励金 | 自己が居住する戸建て住宅の内、瓦葺きの勾配屋根と和室を有するなどの条件を備えたものに対して、住宅ローンにて新築、購入する場合に助成する。 | ■ ■ ■ ■ ■ | H26年度に大幅な見直しを予定 | |
| まちなかマンション購入奨励金 | 自己が居住する新築分譲マンションを住宅ローンにて購入する場合に助成する。 | ■ ■ ■ ■ ■ | H26年度に大幅な見直しを予定 | |
| まちなか中古分譲マンション改修費補助 | S56.6.1以降に建築された中古分譲マンションを購入し、自ら定住する者に対して、住戸内部の改修工事費を助成する。 | ■ ■ ■ ■ ■ | H26年度に大幅な見直しを予定 | |
| まちなか空家活用促進補助金 | S26年以降に建築された空家を購入し、自ら定住する者に対して、内部改修工事費を助成する。 | ■ ■ ■ ■ ■ | H26年度に大幅な見直しを予定 | |
| まちなか住宅団地整備費補助 | 開発行為(500㎡以上)による宅地分譲を行う場合に、公共施設整備費等を助成する。 | ■ ■ ■ ■ ■ | H26年度に大幅な見直しを予定 | |
| まちなか低未利用地活用促進費補助 | 狭あい道路に面する500㎡未満の宅地分譲を行う場合に、公共施設整備費等を助成する。 | ■ ■ ■ ■ ■ | H26年度に大幅な見直しを予定 | |
| まちなか空地活用促進奨励金 | まちなか低未利用地活用促進費補助事業に適用となった空地の売主に、譲渡所得金額相当分の3%を助成する。 | ■ ■ ■ ■ ■ | H26年度に大幅な見直しを予定 | |

③寺社空間の継承

城下町形成期の寺院群建設に伴い創建された寺社や区域内に点在する寺社は、それぞれ土地利用履歴を経て現在に至っている。今後も、寺社境内として、個々の歴史性を伝える要素である庭園・樹林・巨樹・境内の建築物などの保存に配慮した土地利用の継続を図るとともに、周囲の歴史的まちなみや用水、緑地、坂路などといった景観要素との一体的な調和を保つものとする。

【方策スケジュール】

| 項目 | 内容 | 短期 (H24~26) | 中期 (H27~29) | 長期 (H30~) |
|--------------------|--|----------------|----------------|--------------|
| 寺社風景保全条例による寺社風景の保全 | 寺社風景を市民とともに保全することにより、金沢の個性をさらに磨き高めるとともに、歴史的文化資産として後代に継承する。 | ■ ■ ■ ■ ■ | ■ ■ ■ ■ ■ | ■ ■ ■ ■ ■ |
| 伝統的寺社建造物修復事業 | 歴史的又は文化的価値のある土塀や山門、石積みの修繕工事及び滅失したものの復元工事に助成する。 | ■ ■ ■ ■ ■ | ■ ■ ■ ■ ■ | ■ ■ ■ ■ ■ |

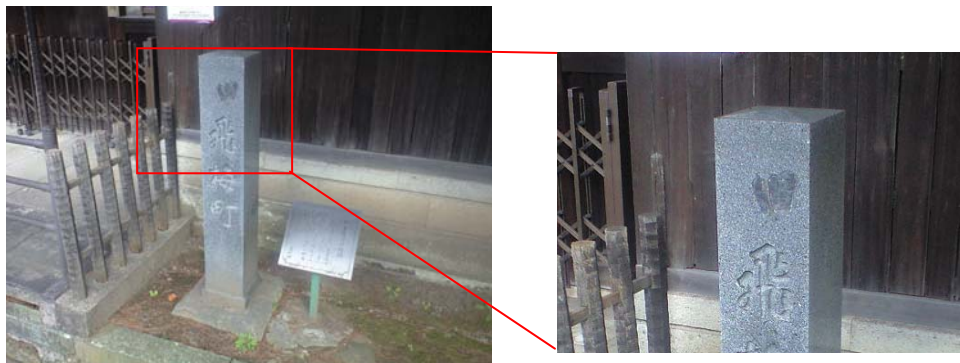
(2) 生活空間の骨格となる町割（街路と地割）を保全・継承します。

○城下町に由来する個別の界限性を有する地区の特徴を活かすための支援・誘導

生活空間の骨格となる町割を保全継承するため、まちづくり協定の締結や旧町名の復活、通り名の命名・表示など、城下町に由来する個別の界限性を有する地区の特徴を活かすための支援・誘導を行う。

【方策スケジュール】(歴)は金沢市歴史的風致維持向上計画掲載事業

| 項目 | 内容 | 短期 (H24~26) | 中期 (H27~29) | 長期 (H30~) |
|------------|--|----------------|----------------|--------------|
| 旧町名復活事業(歴) | 旧町名の復活推進にかかる活動及び旧町名継承まちづくり協定に基づく活動に対して支援を行い、地域における住民相互の連帯意識の醸成及び住民によるまちづくりの活性化を図る。 | | | ▶ |



旧町名復活に伴い、「旧」の文字を消した事例

(3) 界限性を特徴づける伝統工芸やものづくり産業の継承・発展を促します。

①「金沢市伝統工芸品産業アクションプラン」(平成22年3月策定)の推進

金沢の藩政期から伝えられ、積み重ねられてきた高度な手仕事の技能や知恵を受け継ぎ、次の世代に確実に継承していくとともに、多様な連携と新たな感性により伝統を発展させ、現代に生きる人々の心を動かす新しい工芸を創造し、金沢の魅力を高めていく。

さらに、工芸品を作り、伝え、使う市民一人ひとりが支えてきた独自の質の高い工芸文化に一層の磨きをかけ、金沢のまちの中でさまざまな人々の交流を生み出し、金沢の工芸を広く世界に発信していく。

i)「作り手が躍動するまち」(人材育成)

- ・「平成の百工比照」の収集・作成など伝統技術の記録・保存を進める一方、熱意のある若い世代の参入を促進し、技術の確実な継承を図る。また、職人の持つ技術にさらに磨きをかけ、業種を越えた研修会、交流を支援し、作り手同士の多様なネットワークの形成を進めていく。
- ・伝統に裏打ちされた高い技能と洗練された感性を備えた意欲ある作り手たちが自在に連携し、自由な創意と工夫により、現代に生きる人々の心を動かす工芸品を生み出すことができる、作り手が躍動するまちを目指す。

【スケジュール】(歴)は金沢市歴史的風致維持向上計画掲載事業

| 項目 | 内容 | 短期 (H24~26) | 中期 (H27~29) | 長期 (H30~) |
|-----------------------|---|----------------|----------------|--------------|
| 「平成の百工比照」の 収集作成・公開 | 金沢の伝統工芸品の製造工程の資料やサンプルなどを収集し、平成版の「百工比照」を作成・公開する。 | ■ | ▶ | |
| 伝統産業技術研修者育成 事業(歴) | 金沢に育まれてきた伝統工芸品産業の専門的な知識及び技術を取得しようとする者、及びその者を雇用する者に対して奨励金を交付する。 | ■ | ■ | ▶ |
| 伝統工芸異業種職人塾の 開催 | 伝統工芸に従事する各業種の若手職人を対象とした研修会を実施し、伝統工芸に関する知識・技術の修得をはじめ、ワーキンググループを通じて、若手職人の伝統工芸に対する研鑽意識の向上及び後継者育成を図る。 | ■ | ■ | ▶ |
| 希少伝統産業専門塾開催 事業 | 高齢化と後継者不足から厳しい状況にある希少伝統産業において市民を対象に専門塾を開催する。 | ■ | ■ | ▶ |

ii) 「新しい工芸を創造するまち」(製品開発)

- ・デザイン性の高い新商品開発や、高等教育機関・試験研究機関等との連携による職人の持つ高度な技術と現代の技術との融合により、高い品格を持った現代生活に調和する伝統工芸品の開発を促進するとともに、意欲的な商品開発を支援する体制を整える。
- ・また、中心市街地の町家を若手職人のインキュベーション施設として活用するなど、金沢ならではのものづくり基盤の整備を進め、新しい工芸を創造するまちを目指す。

【方策スケジュール】(歴)は金沢市歴史的風致維持向上計画掲載事業

| 項目 | 内容 | 短期 (H24~26) | 中期 (H27~29) | 長期 (H30~) |
|---------------------|---|----------------|----------------|--------------|
| 伝統工芸産学官連携交流促進事業 | 金沢の伝統工芸を取り入れた研究の実施を促進するためのセミナーを大学等向けに開催する。 | ■ | ■ | ▶ |
| 金沢町家職人工房開設事業(歴) | かつて、まちなかに職人が集積し、職人の町を形成していたように、再度まちなかでのものづくりを推進するため、町家を整備活用し、若手工芸作家等に工房として貸し出す。 | ■ | ■ | ▶ |
| 金沢工芸工房開設奨励事業(歴) | 中心市街地の空き店舗等を伝統工芸品産業工芸家や職人の工房として活動の場を確保することで、中心市街地活性化の一助とする。 | ■ | ■ | ▶ |
| 金沢ブランド工芸品開発推進事業 | 現代生活に適応し、新たなライフスタイルを提案する工芸品を開発するための開発費の一部を助成する。 | ■ | ■ | ▶ |
| 金沢箔技術振興研究所・金沢箔作業場運営 | 金沢箔の振興、活性化を図るため、産地支援や調査研究を担う研究所と技術研修を行う作業場を運営する。 | ■ | ■ | ▶ |
| 加賀友禅技術振興研究所運営 | 加賀友禅の技術支援、新製品開発、販路拡大などの諸課題の研究を行う。 | ■ | ■ | ▶ |



金沢町家職人工房



金沢ブランド工芸品
:加賀友禅バック

iii) 「手仕事の価値を発信するまち」(情報発信・販路拡大)

- ・「おしゃれメッセ」「金沢・クラフト広坂」の充実などを通して、金沢から付加価値の高いものづくりを発信する体制を強化するとともに、金沢版「クラフトツーリズム」の展開により、金沢の伝統工芸を広く世界にアピールしていく。
- ・また、販路拡大を進めるため、使い手と作り手をつなげる販路開拓コーディネーターの設置、流通関係者等によるセミナー等の開催、ITビジネスプラザ武蔵との連携による情報発信力の強化などにより、作り手の顔が見える金沢らしい手仕事の価値を発信するまちを目指す。

【方策スケジュール】

| 項目 | 内容 | 短期 (H24~26) | 中期 (H27~29) | 長期 (H30~) |
|---------------------|---|----------------|----------------|--------------|
| おしゃれメッセの開催 | 金沢ならではのものづくりの多様性と技術力、感性を活かした新製品づくりを進め、ビジネスにつなげることを目的に、おしゃれメッセを開催する。 | | | |
| 「金沢・世界工芸トリエンナーレ」の開催 | 3年に1度の工芸の祭典として企画展覧会や世界工芸都市会議などを開催し、金沢の質の高い工芸文化を世界に発信する。 | ●H25に開催予定 | | |



伝統産業技術研修者



おしゃれメッセの開催

iv) 「暮らしに工芸が息づくまち」(普及推進)

- ・市民を対象とした伝統工芸に関するさまざまな普及講座や体験教室を充実させ、まちなかでのクラフトワゴン市の開催など、使い手が作り手と直接対話しながら商品に触れる機会をつくり、多くの市民が伝統工芸品産業への関心を高め、生活の中に工芸品を取り入れる契機とする。
- ・また、金沢の伝統工芸文化を次世代に継承するため、小中高生向けの工芸体験などの伝統工芸品とのふれあいの機会を創出するとともに、大学等で伝統工芸品産業の講座を開催し、全国から集まる学生等にも金沢の伝統工芸への理解を深めてもらうことで、工芸品を生み出すだけでなく、一人ひとりが日常生活の中に工芸品を取り入れ、市民の暮らしに工芸が息づくまちを目指す。

【方策スケジュール】(歴)は金沢市歴史的風致維持向上計画掲載事業

| 項目 | 内容 | 短期 (H24~26) | 中期 (H27~29) | 長期 (H30~) |
|--------------------|---|----------------|----------------|--------------|
| 金沢工芸子ども塾の開催 (歴) | 金沢のもつ工芸の伝統や人材を活かし、子どもたちからものづくりの楽しさを体験させることを通じて、工芸の素質、素養を磨き、将来の一流の工芸作家の発掘と育成を図る。 | | | |



まちなかクラフトワゴン市



金沢工芸子ども塾

②伝統的な食文化やもてなし文化の継承

料亭や和風旅館は、和風の空間の中で磨き抜かれたもてなしにより、金沢の食文化を提供している。冠婚葬祭や茶会、文化活動等の場としても利用され市民の生活に浸透しているとともに、金沢芸妓の芸を披露する場でもあり、また、伝統的な和風建築や庭園、工芸品・美術品等を有し、金沢の伝統芸能や伝統工芸を支える場でもある。

また、茶の湯の文化とともに発展した和菓子は、四季折々の場面や人生の節目など、金沢市民にとってなくてはならないものであり、職人の卓越した技と金沢ならではの美意識やもてなしの心が集結しており、金沢が誇る食文化の一つとなっている。

このような食文化を広く国内外に発信するとともに、料亭や和風旅館の風情、情緒、佇まいの保存・活用の促進、料理・菓子技能の継承・向上を図る。

【方策スケジュール】

| 項目 | 内容 | 短期 (H24～26) | 中期 (H27～29) | 長期 (H30～) |
|----------------------|--|----------------|----------------|--------------|
| 金沢の料亭文化発信事業 | 海外では和食は健康食として人気が高まっていると同時に、和の文化への関心が高まっている。本市が全国に誇りうる食文化の中で、加賀料理（金澤料理）と料亭文化を国内外に発信し商圏の拡大を図る。 | ■ | | |
| 金沢の料亭改修事業補助金 | 金沢の食文化を中心とした和の文化を発信するため、発信拠点となる料亭の改修を補助する。 | ■ | | |
| 金沢もてなしの伝統文化資産保存活用奨励金 | 「金沢もてなしの伝統文化資産」に認定した市内の料亭や和風旅館に対し、その施設が持つ風情や佇まいを保存・活用するために、支援する。 | ■ | ■ | ■ |
| 金沢の菓子・料理名工展開催費補助 | 金沢の伝統文化の一翼を担う食文化の普及と継承を目的に、金沢の菓子名工賞・料理名工賞の既受賞者で構成された金沢食文化名工会が行う、名工展開催事業に対して、支援する。 | ■ | ■ | ■ |
| 金沢菓子・料理職人表彰 | 加賀百万石の城下町として継承してきた本市の個性豊かで格調高い伝統文化の一翼を担う菓子・料理技能の向上、食文化の進展に功労のあった者を表彰する。 | ■ | ■ | ■ |

③商業地としての賑わいの継承・創出

尾張町界限は、藩政期に上級武士や有力商人が居住する金沢の商業の中心地として栄えてきた。現在も、老舗の商店街「尾張町商店街」やこまちなみ保存区域であり伝統工芸品等の店舗が多く集まる「新町」など、藩政期に由来する独特の界限性を醸し出しており、今後もその生業が維持・継承されるよう努める。

広坂商店街については、九谷焼や金箔工芸をはじめとする伝統工芸を営む店舗が数多くあり、広坂工芸のまちとして今後もその生業が維持・継承されるよう努める。金沢 21 世紀美術館や金沢能楽美術館の開館に伴い、伝統文化の継承とともに新たな文化を発展させる場として、個性あるまちの活性化に努める。

近江町市場については、藩政期以来金沢の台所として親しまれており、現在も、鮮魚、青果、精肉などの店舗が軒を連ね、観光客や一般の市民の人たちで賑わいをみせている。市場の基本である対面販売を基本とし、近江町市場独特の界限性を継承することに努める。

このように、伝統工芸やものづくり産業に関連する商店を中心として、商業の活性化や賑わいの継承・創出を促進し、藩政期以来商業地として栄えてきた界限性の継承を図る。

【方策スケジュール】

| 項目 | 内容 | 短期 (H24~26) | 中期 (H27~29) | 長期 (H30~) |
|-----------------|--|----------------|----------------|--------------|
| 商店街共同施設設置費補助 | 本市の商店街の振興発展を図るため、商店街の共同施設の設置費に対する支援を行う。 | ■ | ■ | ▶ |
| 商店街おもてなし推進事業 | 商店街自らが賑わいを創出し、集客力を強化するため、やる気を持って頑張る事業を支援し、魅力ある商店街づくりを推進する。また、商店街と消費者とのふれあいを推進するため、商店街が実施するイベントを支援し、活性化を図る。 | ■ | ■ | ▶ |
| 中心市街地出店促進事業 | 中心市街地内で空き店舗へのテナント誘致に取り組む商店街を支援し、中心市街地の活性化を図る。 | ■ | ■ | ▶ |
| 商店街来街者利便施設整備事業 | 商店街が区域内の空き地・空き店舗を借り上げ、駐輪場や利便施設として活用する事業を支援し、商店街の振興を図る。 | ■ | ■ | ▶ |
| 中心市街地ファサード等整備事業 | 中心市街地の活性化を目的に、まちづくり協定の締結やプランを策定した商店街に対して、商店街の統一コンセプトに基づいた店舗のファサード整備事業を推進し、中心市街地にふさわしいこまちなみの創出を図る。 | ■ | ■ | ▶ |

| 項目 | 内容 | 短期 (H24~26) | 中期 (H27~29) | 長期 (H30~) |
|--------------------|--|----------------|----------------|--------------|
| 商店街活性化 アドバイザー派遣 | 市内商店街を対象に、商店街が直面する経営環境の諸課題に関するアドバイザーを派遣し、商店街の活性化を図る。 | | | ▶ |
| 尾張町老舗交流館運営 | 尾張町商店街の空き店舗を借り上げ、市民や観光客の憩いと交流の場として「尾張町老舗交流館」を開設し、中心商店街の賑わい創出と尾張町が藩政時代から引き継ぐ老舗の文化を紹介・発信することで、「老舗の街・尾張町」の個性あるまちづくりを推進する。 | | | ▶ |

【実施手法（参考案）】

- 特別用途地区の指定やまちづくり協定の締結
→共同住宅低層階における商業施設の立地誘導
- 古美術商を活かしたまちづくり
→古美術の即売会や展示会、公開市などを常時開催できる施設、古美術品修理所、情報センターの整備
- 金箔を活かしたまちづくり
→金箔を活かした看板の製作や補修に対する助成



界限性を醸し出す店舗（下新町）



金箔を活かした看板（兼六元町）

(4) 日常生活の振る舞いにつながる芸能、嗜み（謡い、茶道等）を継承します。

○芸能、嗜みの奨励、城下町空間の文化活動への利用

前田家3代藩主利常、5代藩主綱紀が武士の嗜みとして奨励した茶道や能をはじめとする「嗜み」の文化は、広く庶民にも広がりを見せ、現在も市民の生活に息づいている。この「嗜み」の文化を継承するため、後継者の育成や茶室の利活用などを行う。

【スケジュール】(歴)は金沢市歴史的風致維持向上計画掲載事業

| 項目 | 内容 | 短期 (H24~26) | 中期 (H27~29) | 長期 (H30~) |
|--------------------|--|----------------|----------------|--------------|
| 加賀宝生子ども塾事業 (歴) | 藩政期から受け継がれている加賀宝生は、現在も広く市民の間で親しまれている。この加賀宝生を子どもたちに教えることを通じ、能楽が有する固有の文化性(美、礼節など)を人づくりに活かすとともに、金沢の伝統芸能を次代に引き継ぐすそ野の拡大を目指し、本市の伝統文化の振興発展に寄与する。 | ■ | ■ | ■ |
| 金沢素囃子子ども塾事業 (歴) | 素囃子は、北陸では金沢のみに残る伝統芸能であり、格調の高さ、優美さ、技術水準の高さにおいて全国的にも上位にある。 この金沢素囃子を子どもたちに教えることを通じ、素囃子が有する固有の文化性(美、礼節など)を人づくりに活かすとともに、金沢の伝統芸能を次代に引き継ぐすそ野の拡大を目指し、本市の伝統文化の振興発展に寄与する。 | ■ | ■ | ■ |
| 金沢茶道子ども塾事業 | 藩政期から連綿と受け継がれ、伝統工芸や食文化等にまで広がりを持つ「金沢の茶道」を子どもたちが学び、体験することで、未来の茶道文化の担い手育成につなげる。 | ■ | ■ | ■ |
| 金沢クラフト・ツーリズム発信事業 | 歴史的まちなみや文化施設などの観光名所の訪問とあわせて、金沢の伝統工芸(金箔、加賀友禅、九谷焼など)や伝統芸能(金沢芸妓のお座敷体験)、金沢の伝統文化(茶の湯、和菓子、食など)にふれる金沢ならではの体験を組み合わせる「金沢クラフト・ツーリズム」を推進し、観光客の誘致とともに、本市の伝統文化の振興、次世代へのすそ野の拡大に寄与する。 | ■ | ■ | ■ |



加賀宝生子ども塾



金沢素嚙子子ども塾



金沢クラフト・ツーリズム発信事業



金沢茶道子ども塾

(5) 季節の移ろいや生活空間に表出する伝統的行事、風習を継承します。

○伝統行事や風習、金沢しぐさの継承

金沢には、季節毎の伝統行事や風習があり、土地の歴史や風土、生活習慣を表出させる要素となっている。また、金沢には、日々の暮らしにおいて、昔から培ってきた人への優しい心くばりやしぐさがある。これらを大切に継承することは、地域の界限性を維持するためにも重要であるため、心が自然と所作となって外に現れる金沢の奥ゆかしい生き方を「金沢しぐさ」として登録し、継承していく。

【方策スケジュール】

| 項目 | 内容 | 短期 (H24~26) | 中期 (H27~29) | 長期 (H30~) |
|---------------|---|----------------|----------------|--------------|
| 社会科副読本作成 | 小学校児童が使用する社会科副読本の改定及び印刷製本を行う。(のびゆく金沢、華やか金沢 五つの彩り) | ■ | ■ | ▶ |
| 金沢「学びタイム」実践 | 金沢がもつ様々な伝統文化、豊かな自然、歴史、食など“金沢”について金沢の多様な素材や人材を活用しながら学び、考え、かかわり、広めていく学習を実施する。 | ■ | ■ | ▶ |
| 登録「金沢しぐさ」※の継承 | 心が自然と所作となって外に現れる金沢の奥ゆかしい生き方を「金沢しぐさ」として登録し、継承していく。 | ■ | ■ | ▶ |

※登録「金沢しぐさ」について

金沢には、日々の暮らしにおいて、昔から培ってきた人への優しい心くばりやしぐさがある。「金沢しぐさ」とは、平成20年度から22年度にかけて、市民から応募いただいたしぐさの中からよいしぐさを選定して「金沢しぐさ」として登録し、金沢のみならず全国に発信していくものである。

○登録「金沢しぐさ」の抜粋

■くらしの気づかい (平成22年度登録)

- ・暮らしの中に茶道や華道のたしなみや作法が息づいています。
(玄関にさりげなく季節の花を飾る、お茶を出してもてなす)

■住まいの気くばり (平成21年度登録)

- ・季節感を大切にしたい住まいのしつらえをして暮らし、お客さまをお迎えします。
(障子、簾戸、のれん、座布団などの室内のしつらえ)
- ・雪吊りをして、庭木を守るとともに、道を通る人に冬の風情を味わっていただきます。

■もてなしのしぐさ (平成20年度登録)

- ・お客さまがいらっしゃるときは、玄関に打ち水をしてお迎えします。
- ・玄関の外ではなく、中に打ち水をします。これは清めの意味がある同時に、夏の夕暮時には涼しさを呼びます。
- ・「福梅」「金花糖」「氷室饅頭」「五色生菓子」など、季節の行事菓子も残していきたいものの一つです。正月や桃の節句、婚礼の儀式など、日々の生活の節目を愛らしい菓子で彩ります。

(6) 藩政期に由来する庭園文化等を継承します。

○町家の庭や武家庭園の保全・継承

まちなかには、町家の庭、武家庭園など、地区によって様々な形態の庭園があり、まちなかの貴重な緑となっている。例えば、金沢の町家はトオリニワ形式の家屋が多く、明かりを取り入れるために坪庭が配置され、密集した城下町町家地域の中では欠かせない癒しの空間であった。また、金沢の茶室や座敷に面した庭園には土縁が設けられ、雪国独特の屋内庭園として機能してきた。その他にも、用水の水を取り入れた庭園や旧武家地おける武士系住宅に付随する庭園など地区ごとによって特徴的な庭園を有している。

このような、地区の場所性に応じた庭園を保全・継承する。

【方策スケジュール】

| 項目 | 内容 | 短期 (H24~26) | 中期 (H27~29) | 長期 (H30~) |
|----------------------|--|----------------|----------------|--------------|
| 庭園保存調査事業 | 市内に残る庭園を調査し、その価値を明確にすることにより、保存を図る。また、それらについて公開することにより、金沢の庭園文化を広く市民に周知する。 | ●随時、文化財等に指定する | | |
| 歴史遺産探訪月間事業 (庭園探訪) | 文化財等に価値づけされた庭園を広く市民に公開する。 | ●随時開催 | | |
| 樹木の雪吊りの普及啓発 | 金沢らしい冬の文化的景観を彩る庭園樹木等の雪吊りの普及啓発を図る。 | | | |



西家庭園:大野庄用水の水を曲水に利用



座敷に接した土縁が庭園に面する

6-3 都市建築の保存・活用

(1) 暮らしの舞台として金沢の歴史を表す歴史的建築物の保存や活用を図ります。

①歴史的建築物の保存・活用

金沢の都市を形成する建築物は、近世より、近代、現在までに建築されたものが多種多様な形で存在している。その中でも、歴史的建築物は都市の記憶を残すものとして、また、歴史的な重層性を示すものとして、文化的景観の重要な要素の一つである。特に、金沢は年間を通して雨量が多く、冬は雪に閉じ込められるため、室内での文化（生活・生業）や嗜み、しつらえに特徴がある。町家を例にあげると、正月や祭り、婚礼など人生儀式を行うハレの舞台として座敷が設けられ、その特徴として赤色の弁柄壁や群青色壁が好んで用いられるなど、室内における金沢の文化的景観の特徴を示す要素となっている。これらのことから、伝統文化、伝統行事を支える場としての和室が重要であり、文化的景観の観点から室内の景観についても保全・継承する必要がある。

【方策スケジュール】(歴)は金沢市歴史的風致維持向上計画掲載事業

| 項目 | 内容 | 短期 (H24~26) | 中期 (H27~29) | 長期 (H30~) |
|--------------------------|---|----------------|----------------|--------------|
| 町家再生活用事業(歴) | 昭和25年以前に建てられた伝統的な建築物である金澤町家の外観の修復や内部の改修などに支援し、積極的な再生と活用を目指す。 | ■ | ■ | ■ |
| 金澤町家流通 コーディネート事業 | 金沢市と関係団体等が連携し、金澤町家の所有者と購入・借家希望者に対し、必要な情報発信・助言を行うとともに相互の調整を図り、金澤町家の流通を促進する総合窓口としてのサービスを行う。 | ● | ● | ● |
| こまちなみ保存修景事業 (歴) | こまちなみ保存区域における建築物の修景や保存建造物の修復等に対して、支援する。 | ■ | ■ | ■ |
| 伝統的寺社建造物修復 事業(歴) [再掲] | 寺院等の土塀、山門、本堂等について修繕、滅失したものの復元、また石積について修繕、復元工事について支援する。 | ■ | ■ | ■ |
| 文化財保存助成事業(歴) | 金沢市文化財保護条例により指定されている建造物等及び景観条例で指定されている保存対象物について、所有者等が行う良好な状態に維持または回復するための保存修理に対して助成を行う。 | ■ | ■ | ■ |
| 県指定文化財助成事業 (歴) | 石川県文化財保護条例により指定されている建造物等について、所有者等が行う良好な状態に維持または回復するための保存修理に対して助成を行う。 | ■ | ■ | ■ |

| 項目 | 内容 | 短期 (H24~26) | 中期 (H27~29) | 長期 (H30~) |
|-----------------|---|----------------|----------------|--------------|
| 歴史的建造物保存活用事業(歴) | 歴史的風致形成建造物及びその敷地を取得し、建造物の修理復元を行い、市民や観光客に広く公開活用することにより、歴史都市の魅力向上を図る。 | | | ▶ |
| (社)金沢職人大学校 | 藩政期から金沢に根付いてきた職人の高度な技術の伝承を目的として、平成8年に開校した。修了生は市内の文化財をはじめとする歴史的建造物の修復事業に携わり、高い評価を得ている。 | | | ▶ |

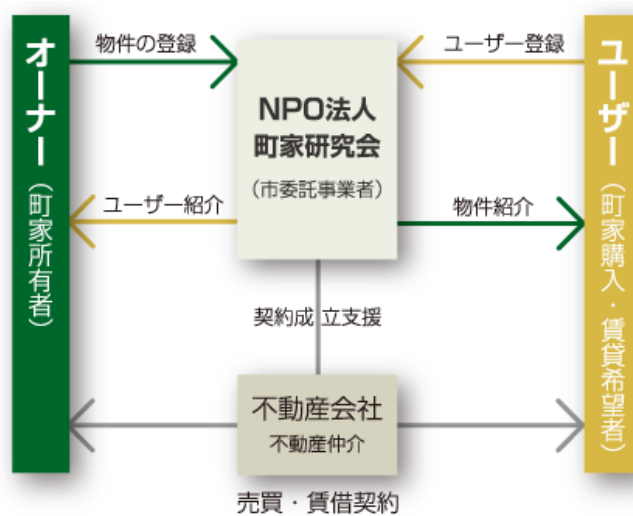
【町家再生活活用事例】



着工前



完成後



金澤町家流通コーディネート事業の仕組み

ユーザー（町家購入・賃貸希望者）と、オーナー（町家所有者）の仲介役として、相互の要望に合わせたマッチングにより、町家の活用の促進を図る。

出典：NPO 法人金澤町家研究会ホームページ

②町家の実験的利用やイベント開催による魅力の発信

市民の町家に対する理解の不足などにより、町家の保存、活用が円滑に進まない現状がある。そのため、NPO 法人等関係団体の活動を支援しながら、イベント等により町家の実験的な利用や町家居住のライフスタイルなどを発信し、魅力を市民に伝えていく。

【方策スケジュール】

| 項目 | 内容 | 短期 (H24~26) | 中期 (H27~29) | 長期 (H30~) |
|--------------------------|---|----------------|----------------|--------------|
| 町家巡遊 (NPO法人金澤町家研究会事業) | 「金澤町家」を巡り、建物見学の他、展示・講義・飲食などを気軽に楽しみながら、町家やその住まい手の魅力を体感できるイベントを開催する。 | -----▶ | | |
| 優良町家の認定 (NPO法人金澤町家研究会事業) | 外観調査等を参考に町家の歴史的価値や積極的な活用等を評価することで、優良町家の認定を図り、認定書の交付やプレートの掲示等を通じて、所有者等の意識を醸成し、金澤町家の魅力を市民にPRする。 | -----▶ | | |



町家巡遊リーフレット表紙



優良町家に認定された建物

(2) 歴史性・場所性を踏まえた空家・空き店舗等の活用を図ります。

○空家、空き店舗等の需要と供給のマッチングを図り、歴史性・場所性を踏まえた住宅・商業施設等の利用を推奨

空家、空き店舗は、地域の界限性を維持するためにも積極的に活用されることが望ましい。このため地区の歴史性・場所性にふさわしい空家・空き店舗の活用を図る。

【方策スケジュール】(歴)は金沢市歴史的風致維持向上計画掲載事業

| 項目 | 内容 | 短期 (H24~26) | 中期 (H27~29) | 長期 (H30~) |
|-----------------------------|---|--------------------------|----------------|--------------|
| 町家再生活用事業(歴) [再掲] | 昭和25年以前に建てられた伝統的な建築物である金澤町家の外観の修復や内部の改修などに支援し、積極的な再生と活用を目指す。 | ■ | ■ | ■▶ |
| 金澤町家職人工房開設事業(歴) [再掲] | かつて、まちなかに職人が集積し、職人の町を形成していたように、再度まちなかでのものづくりを推進するため、町家を整備活用し、若手工芸作家等に工房として貸し出す。 | ■ | ■ | ■▶ |
| 金沢まちなか住宅再生バンク | 金沢まちなか住宅再生バンクは、空地・空家等を有効活用し住環境の向上を図るため、空地・空家・空住戸・町家の流通促進を図る。 | ■ | ■ | ■▶ |
| 金澤町家流通 コーディネート事業 [再掲] | 金沢市と関係団体等が連携し、金澤町家の所有者と購入・借家希望者に対し、必要な情報発信・助言を行うとともに相互の調整を図り、金澤町家の流通を促進する総合窓口としてのサービスを行う。 | ●NPO法人等民間事業者による事業継続 ■ | ■ | ■▶ |

(3) 土地利用履歴を踏まえた建物の特徴を継承するとともに、都市の風格を高める高質な建築物も奨励します。

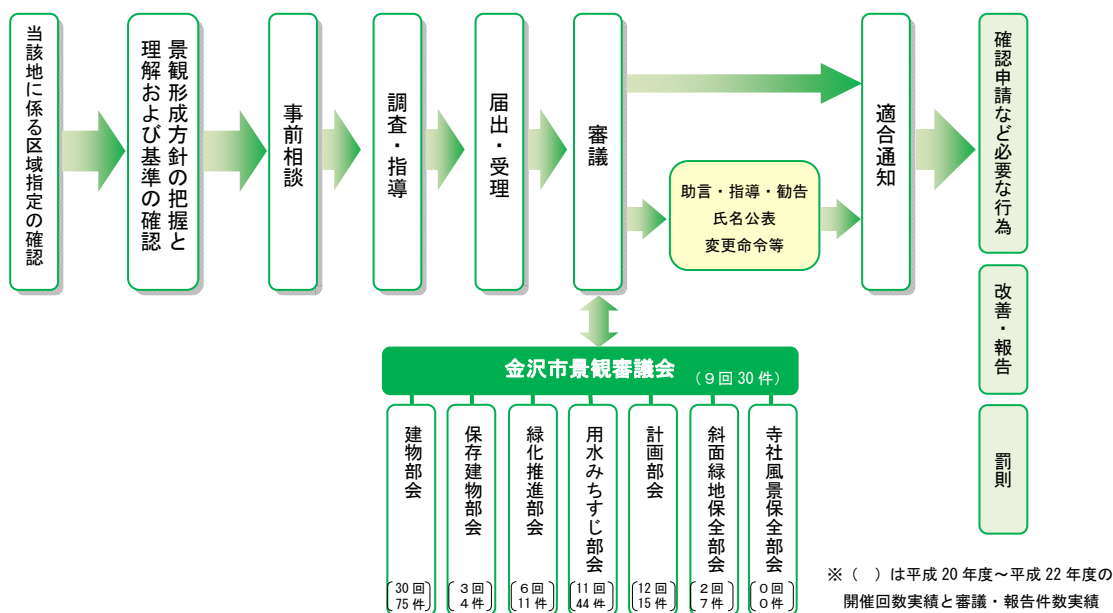
①地区ごとの土地利用履歴を踏まえた建築物の規制誘導、空間管理

旧武家地であったところは、近代期に入り住宅やその大規模な土地を利用した公共施設などになり、旧町地は商業地として土地利用履歴を踏まえた利用がされている。近年、郊外への移住や移転に伴い、比較的規模のある敷地ができ、専用の共同住宅などが多く建設されているようになった。用途と規模によっては、場所のコンテキストに合わない場合もあるため、地区ごとの土地利用履歴を踏まえた建築物の規制誘導、空間管理を行う必要がある。また、周辺の歴史的資源や通りとしての景観、背後地への影響に配慮して、建築物の適切なボリュームについて検討していく。

【方策スケジュール】

| 項目 | 内容 | 短期 (H24~26) | 中期 (H27~29) | 長期 (H30~) |
|--|---|----------------------------|----------------|--------------|
| 金沢市景観計画による建築物の規制誘導 | 景観形成の基本的な考え方や良好な景観形成のために必要な行為の制限に関する事項等を明らかにし、市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による景観まちづくりを展開し、風格と魅力ある金沢の景観を継承・発展させる。 | ●住民合意を踏まえた基準の見直し -----▶ | | |
| 現行規制等の見直し調査 ※「建築物の景観誘導の考え方」は7-1(1)を参照 | 重要文化的景観の保全・整備のため、現行の規制等の見直しについて調査・検討する。 | ●現行規制等の見直し調査・検討 -----▶ | | |

【景観計画区域の届出の流れ】



景観計画区域内の届出の流れ

※金沢市景観審議会専門部会について

「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」(平成21年制定)第49条に基づき、美しい景観のまちづくりに必要な事項について、専門的に調査研究するために設置された景観審議会直属の機関である。なお、これらの機関は、「金沢市の伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例」(平成元年制定；旧景観条例)において設立されたものである。

【実施手法(参考案)】

○景観計画等による規制強化・景観誘導のポイント(案)

①空間構成原理

- 街道型の両側町の構成(通り面には店・仕事場・作業場など、奥に居住性)の維持
- 歴史的町割(宅地形状・間口割など)を継承
- 通りに面する表に対して裏(奥)側の空間性への配慮

②歴史的重層性

- 間口の大きい平入りの町家の保全を基本
- 時代の先端性を体現する建築物等(良質の近代建築など)の重層性の維持

③機能的中心性

- 低層部には商業機能など、都市機能を立地
- 都市における中心性を継承
 - ・ファサードの連続性など通り面の形態意匠の統一(形態意匠基準を隣接地、通り、地形、歴史性などとの関係性を示すタイプの検討)
 - ・重層的に指定されている景観制度の総合的運用によるチェック機能の強化
 - ・事前協議の仕組みづくり
 - ・町家型の空間性の継承(居住環境の維持と通り側のまちなみ形成)
 - ・特別用途地区の指定(職住共存特別用途地区など)
 - ・許容できる範囲での新たな景観の創出

②今後新たに建築されるものについて、高質な建築物を奨励

金沢の都市を形成する建築は、近世より、近代、現在までに建築されたものが多種多様な形で存在し、近世城下町を基盤として歴史的な重層性を有している。このため、歴史的な建築物を保全するだけでなく、今後、新たに建築されるものについても、場所性に配慮した高質なものを奨励する。例えば、近代期に建築された尾山神社や尾張町の旧三田商店などに設置されているステンドグラスのデザイン窓を有する近代建築は、金沢らしい美意識を表すものとして重要であり、また、近年建築された金沢21世紀美術館などに代表される高質なデザインの建築についても、金沢の歴史的な文脈に沿ったものとして推奨する。

【方策スケジュール】

| 項目 | 内容 | 短期 (H24~26) | 中期 (H27~29) | 長期 (H30~) |
|-------------------------------|--|----------------|----------------|--------------|
| 金沢都市美文化賞 | 快適で魅力ある都市空間を形作りながらも周囲の環境や美観に配慮した建物、まちのディスプレイやサイン、街路、小公園など、特に良いと思われるものを公募により決定する。 | ■ | ■ | ▶ |
| 景観アドバイザー制度 | 地域や市民等の要請に応じて、景観に関する専門家等を景観アドバイザーとして派遣し、景観形成に関する助言・アドバイスを行う。 | ■ | ■ | ▶ |
| 界限景観賞 (「老舗・文学・ロマンを考える会」主催) | 尾張町や浅野川など地域の界限の景観に考慮した次世代に残せる建物などを選び表彰する。 | ■ | ■ | ▶ |



金沢蓄音器館
(2001年金沢都市美文化賞受賞)



格子をめぐらせた外観の茶店
(1998年界限景観賞受賞)

重要文化的景観を保全・整備するための方針及び方策を下表のように整理するが、これらの方策はハード面、ソフト面に問わず適宜組み合わせることで、方策同士の相乗効果を生み出していくこととする。

| | 方針 | 方策 | 具体的な方策 | 方策に対応する重要な構成要素 | |
|--|--|---|--|--|---|
| 城下町に由来する都市構造の継承 | (1) 金沢城跡周辺区域のシンボル性を高めます。(大景観) | ①シンボル(金沢城跡)を眺める眺望点の選定・眺望景観の保全 ②金沢城跡からの眺望景観の保全 ③視点場(眺望点)の整備 | 眺望景観保全計画 / 眺望景観や通り景観に配慮した景観誘導 / 屋外広告物の規制・誘導 / 視点場(眺望点)の環境整備 | 1・A・構造 全体 河川・橋梁 樹林 道路 惣構跡・用水 | |
| | (2) 地形を活かした城下町由来の都市構造を継承します。(中景観) | ①微地形を活かした公共空間の整備 ②市民・来訪者に地域の歴史・構造をより良く理解してもらうためのガイダンス(案内板)の設置 ③河川及び橋梁の適切な保全管理 | 旧新町通り修景整備事業 / ガイダンス(案内板)等の整備 | | |
| | (3) 斜面緑地や町場の緑などの連続性を保全・充実します。 | ①斜面緑地や町場の緑の保全・創出 ②駐車場緑化の推奨 | 斜面緑地保全条例による斜面緑地の保全 / 金沢市指定保存樹・保存樹林、景観樹・景観樹林 / 金沢公園整備事業 / 斜面緑地保全育成事業 / 景観修景事業 / 伝統環境保存区域等新築緑化協力樹配布事業(金沢まちづくり財団事業) | | |
| | (4) 歩いて暮らせる都市生活空間を再生・創出します。 | ①歩きやすい歩行空間の整備 ②公共交通の利用促進(車両通行の抑制) | 金沢城お堀通り(橋場・若宮線)無電柱化事業 / 旧北国街道(ふくろう通り)無電柱化事業 / 旧新町通り無電柱化事業 / 金沢城お堀通り(尾崎神社)無電柱化事業 / 金沢城お堀通り(地方裁判所)無電柱化事業 / 石引4丁目線(本多の森ホール前)無電柱化事業 / 小立野線 無電柱化事業 / 公共交通の利便性向上 / マイカーから公共交通への利用転換促進 / 快適な自転車利用環境の創出 / まちなか業務用駐車場整備促進助成金制度 | | |
| | (5) 都市空間を特徴づける用水や惣構を保全し、まちなみに活かします。 | ①用水の保全・整備・活用 ②惣構の保全・整備・活用 | 金沢市用水保全条例に基づく用水景観の保全 / 西外惣構(升形)整備事業 / 西内惣構(玉川公園横)復元事業 / 大野庄用水整備事業 / 用水学習出前講座 / 用水私有占用橋修景工事補助金交付 / 用水護岸修景整備工事 / 私有占用橋撤去工事 | | |
| 金沢の生活・生業、界限性の継承 | (1) 界限性を保持します。 | ①地域コミュニティの継承・活性化 ②地域コミュニティの担い手の育成・定住促進 ③寺社空間の継承 | コミュニティ空間保存活用事業 / コミュニティに関する相談窓口の開設 / 集合住宅コミュニティ条例による地域コミュニティの形成 まちなか住宅建築奨励金 / まちなかマンション購入奨励金 / まちなか中古分譲マンション改修費補助 / まちなか空家活用促進補助金 / まちなか住宅団地整備費補助 / まちなか低未利用地活用促進費補助 / まちなか空地活用促進奨励金 寺社風景保全条例による寺社風景の保全 / 伝統的寺社建造物修復事業 | 1・B・地割等 特徴的・一体的な界限性を有する地区(特徴的な街区) 寺社地 特徴的・一体的な界限性を有する地区(特徴的な街区) | |
| | (2) 生活空間の骨格となる町割(街路と地割)を保全・継承します。 | ○城下町に由来する個別の界限性を有する地区の特徴を活かすための支援・誘導 | 旧町名復活事業 | | |
| | (3) 界限性を特徴づける伝統工芸やものづくり産業の継承・発展を促します。 | ①金沢市伝統工芸産業アクションプランの推進 | i) 「作り手が躍動するまち」(人材育成) | | 「平成の百工比照」の収集作成・公開 / 伝統産業技術研修者育成事業 / 伝統工芸異業種職人塾の開催 / 希少伝統産業専門塾開催事業 |
| | | | ii) 「新しい工芸を創造するまち」(製品開発) | | 伝統工芸産学官連携交流促進事業 / 金澤町家職人工房開設事業 / 金沢工芸工房開設奨励事業 / 金沢ブランド工芸品開発推進事業 / 金沢箔技術振興研究所・金沢箔作業場運営 / 加賀友禅技術振興研究所運営 |
| | | | iii) 「手仕事の価値を発信するまち」(情報発信・販路拡大) | | おしゃれメッセの開催 / 「金沢・世界工芸トリエンナーレ」の開催 |
| | | iv) 「暮らしに工芸が息づくまち」(普及推進) | 金沢工芸子ども塾の開催 | | |
| | | ②伝統的な食文化やもてなし文化の継承 | 金沢の料亭文化発信事業 / 金沢もてなしの伝統文化資産保存活用奨励金 / 金沢の料亭改修事業補助金 / 金沢の菓子・料理名工展開催費補助 / 金沢菓子・料理職人表彰 | | |
| | ③商業地としての賑わいの継承・創出 | 商店街共同施設設置費補助 / 「頑張りまっし商店街」支援事業 / 中心市街地出店促進事業 / 商店街来街者利便施設整備事業 / 商店街振興イベント事業 / 中心市街地ファサード等整備事業 / 商店街活性化アドバイザー派遣 / 尾張町老舗交流館運営 | | | |
| (4) 日常生活の振る舞いにつながる芸能、嗜み(謡い、茶道等)を継承します。 | ○芸能、嗜みの奨励、城下町空間の文化活動への利用 | 加賀宝生子ども塾事業 / 金沢素雛子ども塾事業 / 金沢茶道子ども塾事業 / 金沢の伝統文化体験事業 | | | |
| (5) 季節の移ろいや生活空間に表出する伝統的行事、風習を継承します。 | ○伝統行事や風習、金沢しぐさの継承 | 社会科副読本作成 / 金沢「学びタイム」実践 / 登録「金沢しぐさ」の継承 | | | |
| (6) 藩政期に由来する庭園文化等を継承します。 | ○町家の庭や武家庭園の保全・継承 | 庭園保存調査事業 / 歴史遺産探訪月間事業(庭園探訪) / 樹木の雪吊りの普及啓発 | | | |
| 都市建築の保存・活用 | (1) 暮らしの舞台として金沢の歴史を表す歴史的建築物の保存や活用を図ります。 | ①歴史的建築物の保存・活用 ②町家の実験的利用やイベント開催による魅力の発信 | 町家再生活用事業 / 金澤町家流通コーディネーター事業 / こまちなみ保存修景事業 / 伝統的寺社建造物修復事業(再掲) / 文化財保存助成事業 / 県指定文化財助成事業 / 歴史的建造物保存活用事業 / (社)金沢職人大学校 町家巡遊(NPO法人金澤町家研究会事業) / 優良町家の認定(NPO法人金澤町家研究会事業) | 2・文化的な象徴 歴史的建造物 | |
| | (2) 歴史性・場所性を踏まえた空家・空き店舗等の活用を図ります。 | ○空家、空き店舗等の需要と供給のマッチングを図り、歴史性・場所性を踏まえた住宅・商業施設等の利用を推奨 | 町家再生活用事業(再掲) / 金澤町家職人工房開設事業(再掲) / 金沢まちなか住宅再生バンク / 金沢町家流通コーディネーター事業(再掲) | | |
| | (3) 土地利用履歴を踏まえた建物の特徴を継承するとともに、都市の風格を高める高質な建築物も奨励します。 | ①地区ごとの土地利用履歴を踏まえた建築物の規制誘導、空間管理 ②今後新たに建築されるものについて、高質な建築物を奨励 | 金沢市景観計画による建築物の規制誘導 / 現行規制等の見直し調査 金沢都市美文化賞 / 景観アドバイザー制度 / 界限景観賞(「老舗・文学・ロマンを考える会」主催) | | |

重要文化的景観の保全・整備の方針と具体的な方策一覧表

